

(目的)

第1条 この条例は、父子、母子家庭等で児童を扶養している者に対し父子、母子福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、その経済的自立を助長するとともに児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 父子、母子家庭等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び両親のない児童を現に扶養している者の家庭をいう。
- (2) 児童 義務教育終了前の者をいう。

(受給資格)

第3条 手当の支給を受けることのできる者は、市内に引き続き1年以上住所を有し、児童を扶養している父子、母子家庭等の父若しくは母又は保護者で次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯
- (2) 市民税非課税世帯
- (3) 市民税均等割世帯
- (4) その他市長が特に必要と認める世帯

(手当の額)

第4条 手当の額は、当該児童2人までは年額1万円とし、1人増すごとに1,500円を加算した額とする。

(申請及び認定)

第5条 この手当の支給を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定をしたときは、申請した者に通知するものとする。

(手当の支給)

第6条 手当は月割とし、認定を受けた日の属する月から受給資格を失った日の属する月まで支給する。

2 手当は、毎年4月から翌年3月までの分を3月に支給する。ただし、年度の中途において受給資格を失った者に対する手当は、受給資格を失った日の属する月の翌月に支給する。

(支給の制限)

第7条 市長は、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が、次の各号の一に該当すると認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 児童の扶養を怠っているとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(届出の義務)

第8条 受給者が次の各号の一に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 市内に住所を有しなくなつたとき。
- (2) 第3条（第4号を除く。）の規定に該当しなくなつたとき。

(手当の返還)

第9条 受給者が、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けたときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(未支給の手当)

第10条 市長は、受給者が死亡した場合において、その者に支給すべき手当で、まだその者に支給していなかつた手当があるときは、後見人に対し手当を支給することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。